

鳥取市社会教育委員、鳥取市公民館運営審議会委員、鳥取市生涯学習推進協議会委員

○鳥取市社会教育委員（鳥取市社会教育委員条例）

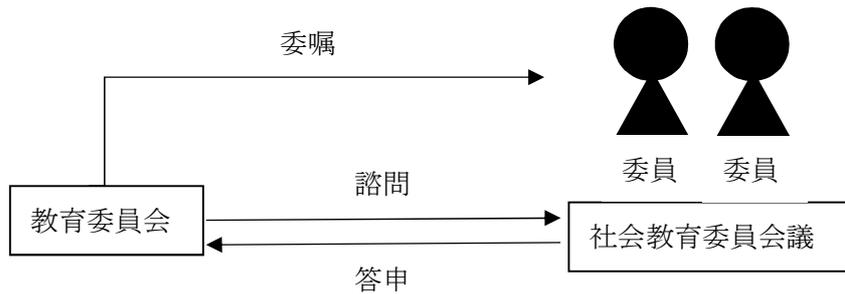
“行政と地域のパイプ(橋渡し)役”を担う非常勤の特別職公務員

教育委員会が合議制であるのに対して、社会教育委員は独任制

職務① 社会教育に関する諸計画の立案

② 教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる

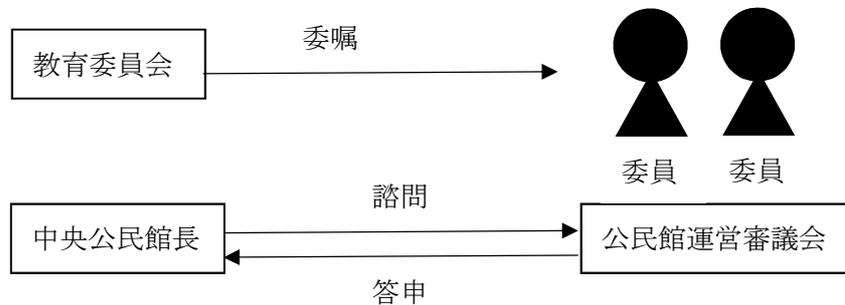
③ 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと



○鳥取市公民館運営審議会委員（鳥取市公民館条例）

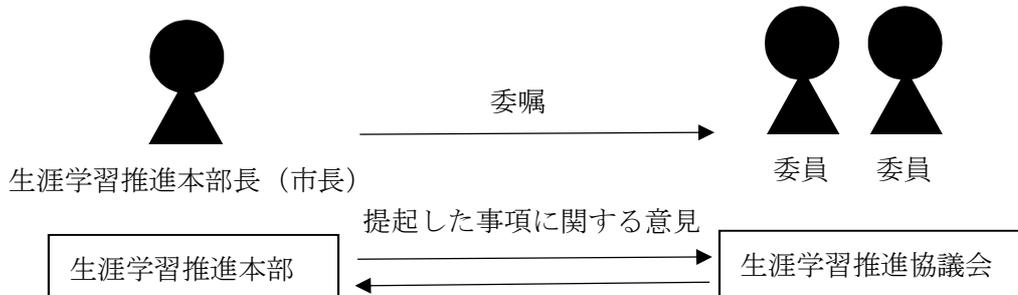
館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する

中央公民館には公民館運営審議会、地区公民館には公民館運営委員会があります



○鳥取市生涯学習推進協議会委員（鳥取市生涯学習推進協議会設置要綱）

生涯学習推進本部長が提起した事項やその他生涯学習の推進に必要な事項（生涯学習推進基本方針等）を協議する



地域運営型部活動推進モデル事業

【事業の背景】

文部科学省（スポーツ庁）は令和5年度からの移行をめぐり、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を進めており、休日の部活動を段階的に地域の住民に任せるいわゆる「地域部活動」の考え方を示している。鳥取市では、令和3年度におけるモデル地区として鳥取市鹿野町、モデル校として鹿野学園を定め、地域部活動の実現に向けた土台作りを行っている。

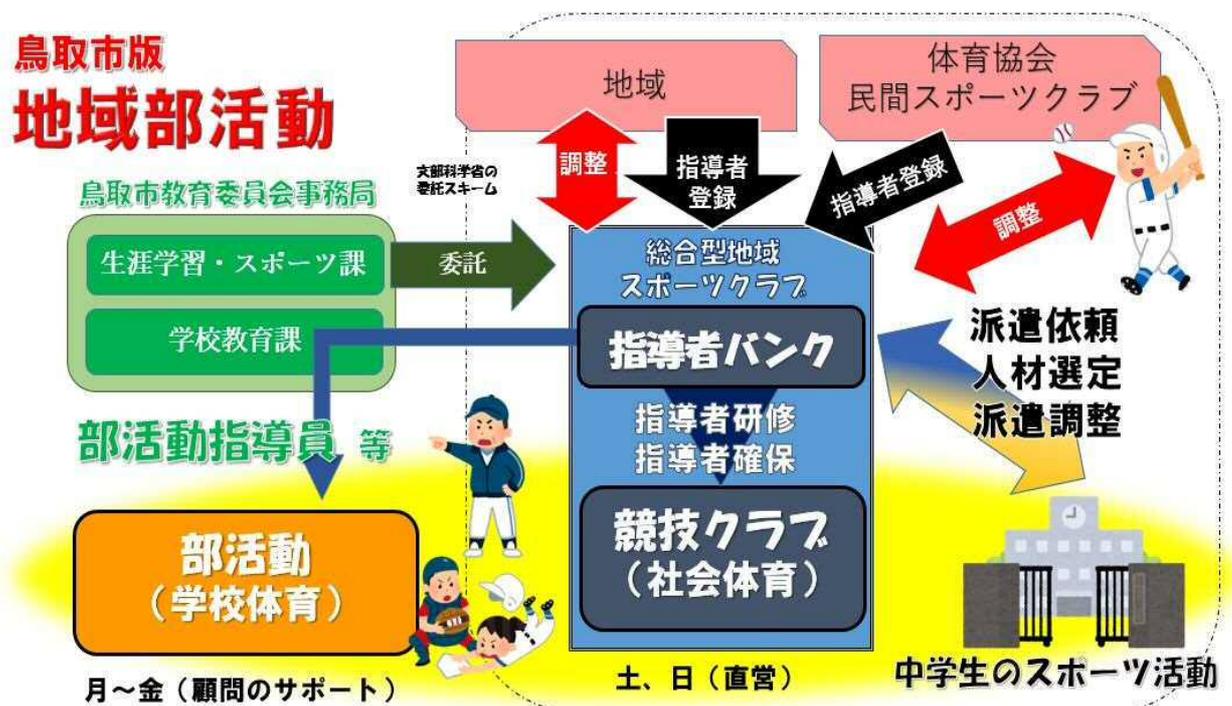
【事業の内容】

1. スポーツ人材の発掘
2. スポーツ人材の育成
3. 先進地視察
4. 学校との指導者派遣に係る調整

【鳥取市版地域部活動】

鳥取市では、一貫したスポーツ活動が生徒に対して保証されるよう、以下に示すような形の地域部活動を目指す。平日においては、教員の時間外の時間帯に地域の指導者が部活動の指導にあたり、休日においては、地域の競技クラブに生徒が参加する形で指導を受ける。休日のスポーツ活動について、学校と切り離された活動として地域部活動を実施する地域が多いなか、鳥取市では、平日から休日の活動全てを中学生のスポーツ活動（部活動）として捉え、地域と学校を切り離すことなく、地域部活動の推進に取り組む。

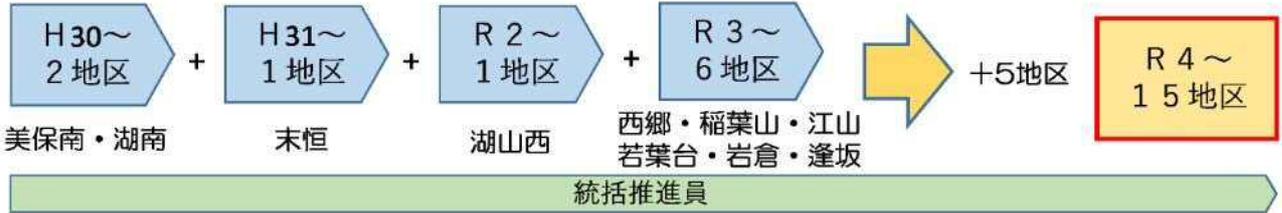
【イメージ図】



地域学校協働活動の取組み

平成30年2月の答申に基づき、平成30年度からモデル事業開始。

- ・モデル地区に地域学校協働活動推進員を配置。（1地区1名）
※学校（学校長）・地域（公民館長）の推薦により委嘱。
- ・統括役として教育委員会内に地域学校協働活動統括推進員を配置。（1名）



★推進員・統括推進員の主な役割

学校運営協議会に参画し地域と学校の情報共有
学校と地域の連携・協働に向けたコーディネート機能
推進員間の連絡調整・助言・事例紹介（統括） など

★成果

- ・地域と学校の情報共有が図られ、ビジョン・目的等が明確化されることにより協働への意識（当事者意識）が高まってきた。
- ・協働活動を通じて子どもと大人同士のつながりを実感している。
- ・地域と学校の調整がスムーズにできるようになった。
（学校内に地域住民が集える場所を設置する学校も増えてきた。）



学校運営協議会 研修会（熟議）

★課題

- ・住民の高齢化や関わる人の固定化による地域人材の確保。
- ・地域学校協働本部の組織化。（既存の組織の有効活用）
- ・コミスクと地域学校協働活動の一体的な取組みが可能となる仕組み。（つながりやすい仕組み）

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組み

2つの仕組みは両輪であり、両者が連携・協働をしながら同じ方向に進む必要がある。コミュニティ・スクールの仕組みと地域学校協働活動の様々な活動を組合せることで、それぞれがもつ役割が十分に機能し、相乗効果を発揮して学校を含めた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」をすすめる。

コミュニティ・スクール （学校運営協議会）

学 校

『地域とともにある学校づくり』

学校運営協議会（合議体）

学校と地域が育てたい子ども像や目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて役割分担を明確にしながらか協働していく仕組み。

委員は校長の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって参画し、学校と対等な立場で学校運営に「合議体」として意見を述べる事ができる。

協議・熟議の場

学校と地域で課題・目標 ビジョンの共有

コーディネーター
（つなぎ役）



協働・連携

持続可能な
仕組みづくり

地域学校協働活動

地 域

緩やかな地域内のネットワーク
（地域学校協働活動本部）

『学校を核とした地域づくり』
実行（実働）の場

鳥取市の公民館について

1. 鳥取市の公民館

鳥取市内には中央公民館1館、地区公民館61館（うち分館1館）があります。

※令和3年度より佐治地区公民館はコミュニティセンターとして位置づけ、地域からの要望による指定管理制度を導入。公民館機能は指定管理業務に位置付け生涯学習・社会教育を継続して行っている。

《ヒアリング結果》 ⇒問題なく事業は進んでいる。

- ・一括交付金によって生涯学習事業とまちづくり事業を一本化しており、公民館ではなくても影響はない。（まちづくり協議会が生涯学習を担う）
- ・共助交通の拠点、喫茶コーナーを設置、NPOの活動拠点として更なる活用を検討していく。

●中央公民館

中央公民館は地域内の地区公民館を統轄します。

館は鳥取市教育委員会生涯学習・スポーツ課内にあります。

（館長は生涯学習・スポーツ課長が兼務）

●地区公民館

鳥取地域に35館（うち分館1館）、鳥取東(国府)地域に5館、鳥取南（河原・用瀬）地域に8館、鳥取西（鹿野・気高・青谷）地域に13館あります。

参考) コミュニティセンター

平成16年の市町村合併以前は旧町村の中央公民館だった施設で、合併後は暫定的に基幹公民館として位置づけられていました。しかし、合併後8年が経過して、それぞれの基幹公民館が担ってきた「地域内の地区公民館を統括する」という役割も薄れてきたことや、施設をより有効活用したいというニーズの高まりを受けて、平成28年4月1日に「鳥取市公民館条例」の適用を外し、「鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例」に基づく施設に移管し、基幹公民館で行われていた事業については教育委員会分室事業に移行し、地域の拠点施設として幅広い利活用が可能となる施設となりました。

2. 鳥取市の公民館と「まちづくり協議会」

平成20年10月から鳥取市自治基本条例を施行し、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めてきました。同時に、地区公民館に関する教育委員会の事務の大部分を市長部局が補助執行することになりました。

また、平成20年を協働のまちづくり元年とし、まちづくり協議会の設立について呼びかけをおこないました。まちづくり協議会は、現在市内全61地区で設立されており、各地域で定めた地域コミュニティ計画に沿った事業を展開し、地区公民館はその事務局を担っています。

《補助執行》根拠法令：地方自治法第180条の7

ある行政機関（例；教育委員会）の事務を、他の行政機関（例；市長）に所属する職員が補助して執行すること。委任や代理と異なり、内部的に事務の一部を補助し、執行する。

3. 鳥取市の公民館職員

教育長から「公民館職員」として任命されています。併せて、平成20年からは市長から「協働のまちづくり推進員」として任命されています。

人員配置は各館によって変わります。

《標準的な職員体制》

館長1名（週19時間勤務の会計年度任用職員）

主任1名、主事1名（週30時間勤務の会計年度任用職員）

+

「まちづくり協議会」への人的支援として主事1名を追加で配置

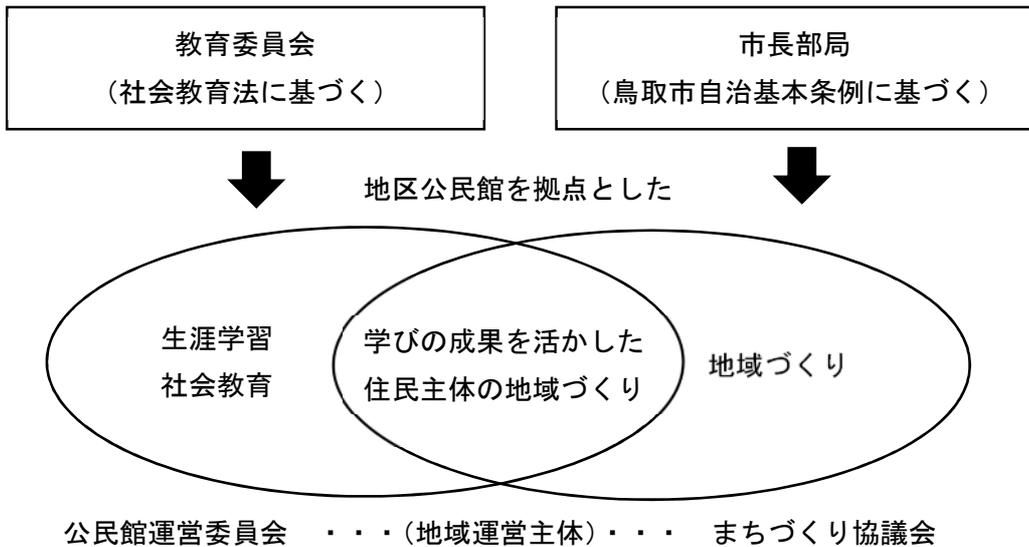
※酒津、小鷲河は人的支援ではなく財政的支援を選択しているため、配置なし

+

事務員（鳥取地域126時間/年、支所地域60時間/年）

4. 鳥取市の公民館の目指す姿

平成29年度からは地域組織のあり方検討を進め、令和元年度から2年間、3地区（佐治、用瀬、明治）をモデル地区としてスタートし、本年度から本事業化となり7地区（佐治、用瀬、明治、城北、末恒、豊実、福部）が一括交付金を希望して事業に取り組んでいる。この取り組みにより、地域組織の重複の解消や市が支出する資金の一本化といった取組を実施し、生涯学習・社会教育による学びの成果を活かした住民主体の地域づくりの実践を目指しています。



公民館及びコミュニティセンター一覧

| No. | 公民館名 | コミュニティセンター | No. | 公民館名 | コミュニティセンター |
|-----|-------------|------------|-----|-----------------|------------------|
| 1 | 久松地区公民館 | | 35 | 宮下地区公民館 | 国府町コミュニティセンター |
| 2 | 醇風地区公民館 | | 36 | 谷地区公民館 | |
| 3 | 遷喬地区公民館 | | 37 | 成器地区公民館 | |
| 4 | 修立地区公民館 | | 38 | 大茅地区公民館 | |
| 5 | 日進地区公民館 | | 39 | あおば地区公民館 | |
| 6 | 富桑地区公民館 | | 40 | 福部地区公民館 | 福部町コミュニティセンター |
| 7 | 明德地区公民館 | | 41 | 河原地区公民館 | 河原町コミュニティセンター |
| 8 | 美保地区公民館 | | 42 | 国英地区公民館 | |
| 9 | 美保南地区公民館 | | 43 | 八上地区公民館 | |
| 10 | 稲葉山地区公民館 | | 44 | 散岐地区公民館 | |
| 11 | 岩倉地区公民館 | | 45 | 西郷地区公民館 | |
| 12 | 面影地区公民館 | | 46 | 用瀬地区公民館 | 用瀬町民会館 |
| 13 | 津ノ井地区公民館 | | 47 | 大村地区公民館 | |
| 14 | 米里地区公民館 | | 48 | 社地区公民館 | |
| 15 | 倉田地区公民館 | | 49 | (佐治地区公民館) R3～廃止 | 佐治町コミュニティセンター |
| 16 | 若葉台地区公民館 | | 50 | 瑞穂地区公民館 | |
| 17 | 神戸地区公民館 | | 51 | 宝木地区公民館 | |
| 18 | 大和地区公民館 | | 52 | 逢坂地区公民館 | |
| 19 | 美穂地区公民館 | | 53 | 浜村地区公民館 | 気高町コミュニティセンター |
| 20 | 東郷地区公民館 | | 54 | 酒津地区公民館 | |
| 21 | 大正地区公民館 | | 55 | 鹿野地区公民館 | 鹿野町農業者トレーニングセンター |
| 22 | 豊実地区公民館 | | 56 | 勝谷地区公民館 | |
| 23 | 明治地区公民館 | | 57 | 小鷲河地区公民館 | |
| 24 | 松保地区公民館 | | 58 | 日置地区公民館 | 青谷町コミュニティセンター |
| 25 | 湖南地区公民館 | | 59 | 日置谷地区公民館 | |
| 26 | 湖南地区公民館大郷分館 | | 60 | 勝部地区公民館 | |
| 27 | 末恒地区公民館 | | 61 | 中郷地区公民館 | |
| 28 | 湖山地区公民館 | | 62 | 青谷地区公民館 | |
| 29 | 湖山西地区公民館 | | | | |
| 30 | 賀露地区公民館 | | | | |
| 31 | 城北地区公民館 | | | | |
| 32 | 千代水地区公民館 | | | | |
| 33 | 浜坂地区公民館 | | | | |
| 34 | 中ノ郷地区公民館 | | | | |

社会の変化に対応した地区公民館のあり方について（提言）

令和2年4月17日

鳥取市社会教育委員会議・公民館運営審議会・生涯学習推進協議会

はじめに

地区公民館は、地域における社会教育・生涯学習の拠点施設として、これまで重要な役割を担ってきました。本市では、平成20年に鳥取市自治基本条例が施行され、地区公民館がコミュニティ活動の拠点施設と位置づけられ「生涯学習の推進と地域への還元」や「参画と協働のまちづくり」が進められています。

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会が平成30年12月に示した答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、社会教育を基盤としたひとづくり・つながりづくり・地域づくりの推進や、社会教育施設に対して地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点となることへの期待が示されました。

人口減少問題や少子高齢化、高度情報化の急速な進展などの社会情勢の変化を背景に、地域における社会教育や地区公民館に求められる役割も変化し多様化する中、本会議では公民館活動の意義の再確認を行うとともに、これからの活動や地域における位置づけについて議論してきました。

（1）地区公民館の現状

各地域において各地区公民館が果たしている役割として以下の点が確認されました。

- ① 地域の人々が「つどい・まなび・つながる」場として、館長及び公民館職員が中心となり、公民館主催の生涯学習事業（大人と子どものふれあい事業、特色ある公民館活動事業、地域の仲間づくり事業、人権啓発推進事業など）を柱とした各種教室や行事の実施、サークル活動の支援等を行っている。
- ② 地域づくりの拠点施設として各種団体による利用のほか、まちづくり協議会の事務局としての役割を持ち、地域によっては各種団体の事務局機能も果たしている。

（2）課題

このような現状を踏まえ、課題として次のような点が挙げられました。

① ひとづくり

従来から地域づくりに関わってきた地域人材の高齢化が進む一方で、公

民館事業や地域行事への若い世代の参画が不足しており、地域人材の固定化やこれからの地域づくりを支える担い手の不足が顕在化している。

② つながりづくり

本市においては、地域の実態は様々であるが、ライフスタイルの多様化や核家族・共働き世帯の増加、都市部を中心とした自治会加入率の低下や中山間地域における高齢化の進行などによって顕在化してきた地域課題（つながりの希薄化や担い手不足）に悩む地域があることは否定できない。このような状況が続けば、近い将来、幅広い世代が地域活動や学びを通じたつながりを形成し、地域社会を支えていく基盤を維持することが難しくなると予見される。

③ 地域づくり

地域によっては、まちづくり協議会、自治会、町内会、各種団体および公民館の役割分担が不明確なままそれぞれの事業が行われている実態がみられる。その結果、地域における事業が重複し、公民館をはじめ各種団体の多忙化につながっている。

また、市においては、社会教育と地域づくりに関する複数の部署の連携が不十分なため、公民館における会計事務等が煩雑になっている。

(3) 提言

○ 社会の変化に対応した公民館のあり方

すでに、我が国の人口は減少局面に入っており、誰も経験したことのない社会の縮小が始まっています。これからは、地域住民がこれまでの経験や知恵を活用し、それらや既成の「常識」とらわれることなく、地域に住む様々な人々の存在と多様な考えを認めあい、長期的な視野に立って新たな地域像を共に描いていくことが求められています。そのために、既存の地域組織のつながりを基盤としつつ、より幅広い地域住民の実情や思いが反映できる体制づくりが急務となっています。

公民館は全年齢（全世代）に開かれた教育施設であり、時に異年齢の集団がともに学ぶ場を提供することができる機関です。公民館が培ってきた生涯学習や社会教育の手法、特に、個人々の学習要求をくみ取りつつ（ひとづくり）、学習集団を形成して相互に高め合う場をつくり（つながりづくり）、さらに学習の成果を発表・発信し、地域課題解決に活用する（地域づくり）といった取り組みのノウハウを、今後の地域づくりに活かしていくことが求められています。

○ これからの鳥取市の地区公民館のあるべき姿

本市の地区公民館においては、61地区の個性や特色を活かし、個人の学習要求を尊重しつつ、同じ関心を持つ集団や地域共通の課題にも配慮した事業や講座の企画に、これまで以上に注力する必要があります。

公民館が主体となってそのような事業を実施する際には、幅広い世代や多様な背景を持つ住民が参加できる事業を意識することが望まれます。そうすることで、その中から将来地域を支える人材が育っていくことが期待されます。

地域の組織や学校が主体となって行う事業については、住民自治のさらなる促進のためにも、公民館（実務上は館長及び職員）はあくまで住民や集団の学び・育ちの観点からそれらの事業を補完・支援するコーディネーター役を担うべきです。

また、テーマが共通している事業や単独の地域では対応できない課題については複数の公民館が連携・協働して事業を実施するなどの工夫も必要です。

なお、公民館活動は非営利であることが求められているが、それは完全な無償ではなく、地域活動として一定の収益を上げることやボランティアなどの協力者に一定の報酬が支払われることが妨げられるものではないことも考慮すべきです。

以上を踏まえると、例えば、地域で以下のような事業に取り組み、その際に公民館（館長及び職員）がコーディネーターとしての役割を担うといった形が考えられます。

【防災】

地域の防災力向上のため、既存の料理教室に災害時の食事提供を想定した内容を組み込む。

【教育】

PTA や子供会育成会等が協力し、学校支援ボランティアのためのサロンやボランティア人材育成のための研修・講座などに取り組む。

【地域福祉】

高齢者のつながりづくりのために、地域住民が集まって会話や食事を楽しむサロンを開催する。

【産業振興】

地域住民による特産品や特産物作りを行う。その収益により地域振興を図る。

【管理運営】

地域組織や学校等の行事を網羅したコミュニティカレンダーの作成を通じて事業の棚卸や地域全体の事業の見える化を図る。

○ 市の関わりや支援について

上述のように、地区公民館は、地域住民の学びの拠点であるとともに、地域の諸活動を支える高度なコーディネーター機能が求められています。そのような機能を十分に果たすためには、公民館職員の待遇を改善し、優秀な人材を安定的に確保したうえで、社会教育主事講習などの研修への参加機会の充実を図る必要があります。

さらに、防災、学校教育、地域福祉、産業振興などの専門的な知識を必要とする場合は別途アドバイザーを派遣するといった仕組みも検討すべきです。

また、財政的な支援については、現在試行的に実施されている一括交付金の制度を検証し、地域における各種取組みがさらに促進されるよう工夫する必要があります。

そして、以上のような、人材や財源の確保方法を含む公民館の運営体制のあり方については、地域ごとに選択可能な制度となるよう慎重に検討を行うべきです。

なお、所管課による公民館に対する諸施策の検討に加え、関係部局が情報共有や連携・協力できる体制を整え、より効果的な事業の再編などを進めることも必要です。その際、職員一人一人が社会を取り巻く環境やそれに伴う地区公民館の役割の変化を踏まえ、今日的な社会教育を理解して業務に取り組むことが求められます。

以上が、私たちが考える「社会の変化に対応した地区公民館のあり方」とそれに向けた提言です。これらの提言を踏まえ、各地区公民館が時代に応じた役割を十分に果たすことができるよう、適切な施策が講じられることを望みます。

地域組織のあり方検討について

1 これまでの取り組み

本市では、平成20年を協働のまちづくり元年とし、まちづくり協議会の設立を呼びかけるとともに、財政的、人的な支援のほか研修会の開催など必要な支援を行ってきました。

それから10年以上が経過し、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、地域のつながりの希薄化など、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域によっては、地域活動の担い手や後継者が不足し、組織や活動の維持存続に不安を抱えておられる状況があります。

このような状況を踏まえ、アンケートや意見交換などで地域の意見を聞きながら、地域と共に地域組織のあり方について検討を進めており、希望する地区において一括交付金制度や指定管理者制度を導入しています。

2 具体的な検討状況

(1) 一括交付金制度の導入について

①経過等

まちづくり協議会と公民館を対象としたアンケートの結果、「類似組織の役員重複が地域の負担」「地域活動等を目的とした補助金等が使いにくい」という課題が顕在化しました。

この課題を解消するため、令和元年度から希望する地区を対象として、“類似組織を一体化”し、それらに関する補助金等を“一括交付”する試行的な取り組みを実施しました。(明治・用瀬・佐治の3地区で導入)

試行的な取り組みについて、効果を検証した結果、地域課題の解決に寄与することが確認できたことを受け、令和3年度からは、『一括交付金制度』として本格的に導入しました。

令和3年度は、7地区(3地区+城北・末恒・豊実・福部)が一括交付金制度を活用しており、令和4年度も希望する地区が増える見込みとなっています。

②事業内容

- ア) まちづくり協議会と公民館運営委員会の機能を一体化(まち協が運営委を包含する体制へ移行)することで組織を整理し、地域の負担を軽減
- イ) 生涯学習委託事業費・まちづくり事業補助金・公民館運営費をまちづくり一括交付金として一本化することで、地域主体の柔軟な企画・活動を推進、事務量の削減
⇒学びの成果を生かした住民主体の地域づくりを推進

(2) 地域拠点施設への指定管理者制度導入について

①経過等

佐治地区では、住民アンケートに基づき、可能な限り住民主体で取り組む事業を「小さな拠点事業計画」にとりまとめ、平成30年度から活動しています。当該計画に「拠点施設の施設管理事業」が位置付けられており、市と地域のフィールドワーク会議の場で、地域側から地域による施設管理(指定管理者制度導入)の意向が示されました。

その後、必要な議決等を経て、令和3年度から、佐治地区の地域拠点施設であるコミュニティセンターにおいて、地域組織による主体的で自立性のある運営、社会教育を基盤とした地域づくりの取組を促進させるため、指定管理者制度を導入しました。

②事業内容

- ア) 施設の管理運営者を市（直営）から指定管理者（NPO法人さじ未来）へ移行（指定管理期間：3年間）し、民間視点での施設運営
- イ) 一つの建物でコミュニティセンター条例と地区公民館条例が適用されていたものをコミュニティセンターとする（佐治地区公民館を地区公民館条例から削除）

③期待する効果

- ア) 地域組織による地域の実態や課題解決、まちづくりの視点を踏まえた主体的で自立性のある運営、コミュニティ活動の拠点となる施設の実現
- イ) 民間の視点による柔軟でより効果的な施設活用・運営による住民福祉の向上
- ウ) コミュニティセンターと地区公民館、教委分室の業務整理による効率化

④現在の状況（ヒアリング結果）

- ア) 民間事業者の物品販売や地域住民が気軽に立ち寄ることができるサロン（居場所づくり）など活用の幅が広がっている（特産品（梨）の販売も検討）
- イ) 一括交付金によって公民館の生涯学習事業とまちづくり事業を一体化しており、公民館条例が適用されない施設となっても影響を感じない（まちづくり協議会が地域の生涯学習事業を担う。）

（3）地域拠点施設の多機能化について

①経過等

地域の自発的な取組や文科省中央教育審議会の答申、市民自治推進委員会の意見書等をふまえ、より成熟した地域社会の実現に向け、地区公民館を地域の様々なニーズに応えることができる施設として幅広く活用することを検討しています。

②検討内容

地区公民館が果たしてきた「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を継承しつつ、地区公民館で地域のアイデアを実現できるよう、施設の利用制限をできるだけ緩和し『多様な目的で幅広く活用できる施設』に移行することを検討します。（指定管理者制度とは異なる）

③検討経過

- | | |
|--------|---|
| 令和3年3月 | 社会教育委員会議からの提言及び市民自治推進委員会からの意見書を受け、協働のまちづくり推進本部（本部長：市長）で今後の地区公民館の方向性について協議 |
| 10月～ | 公民館職員との意見交換（13ブロック中11ブロックで実施済） |
| 11月 | 自治連正副会長会で意見交換 |
| 12月 | 広報モニターアンケート、LINEアンケートを実施（予定） |

④今後の取組み（案）

- ア) 地区公民館のあるべき姿（社会教育委員会議の提言内容）に向けた課題等の抽出
 - ・施設の位置付けや役割（施設の所管、条例上の整理等）を検討
 - ・公民館職員の役割整理（人材育成）や、既存組織（公民館運営委等）との調整
- イ) 利用制限緩和の考え方（利用基準、使用料等）の検討

7 グループ討議 (40分程度)

目的：立場の異なる多様な人と意見交換をすることにより、委員同士のつながりのきっかけとすることや情報の共有を図り、今後の社会教育委員活動につなげる

テーマ：本日の報告事項について「思ったこと」や「聞いてみたいこと」

進め方：①グループ内で進行役、発表者、記録者を決める（2分）

②個々でテーマの内容を付箋に書き出す（3分）

③書いた内容をグループ内で共有し意見を出し合う（22分）

・付箋や模造紙を活用してください

・グループ内で解決できることはグループ内で解決する

④発表に向けてまとめ（3分）

⑤各グループの発表をして情報共有（10分）

ルール：参加…積極的に参加をする

尊重…どんな意見も受け入れる

否定的な言葉は使わない

みんなが話せるように心を配る

守秘…プライベートなことは守秘する

メモ